

平成26年度 法条例を学ぶ講習会(大気編)

法令、条例を学ぶ講習会が8月1日(金)を皮切りに、いよいよスタートしました。

第1回の大気編は事業者がしなければならないことについて①ばい煙②VOC③粉じん④有害大気汚染物質⑤ダイオキシン類(DXNs)に関する大気関係法令等について滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課の那須様に講義してもらいました。特に大気汚染防止法の一部を改正する法律に関しては、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更等が今年の6月1日から施行されたこともあり、皆さま大事な点をメモを取られたり、熱心に聞いておられました。

【プログラム】

- ◆開催日時 : 平成25年8月1日(金) 14:30~16:30
- ◆開催場所 : コラボしが21 3階中会議室
- ◆講師 : 滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 那須 文彰 氏
- ◆受講者 : 32名
- ◆内容 : 「大気関係法令の概要～事業者がしなければならないこと～」
 1. 事業者がすべきこと
 - (1) ばい煙について
 - (2) 揮発性有機化合物(VOC)について
 - (3) 粉じんについて
 - (4) 有害大気汚染物質について
 - (5) ダイオキシン類(DXNs)について
 - (6) 滋賀県の届出・相談窓口等
- ◆主催/後援 : 公益社団法人滋賀県環境保全協会 / 滋賀県

◆講義風景1◆



◆講義風景2◆

